

第3号様式

第8回船橋市地域福祉計画策定委員会会議録

(令和4年3月25日作成)

1 開催日時

令和4年2月9日(水) 午前10時00分

2 開催場所

市役所本庁舎分室(県合同庁舎)3階 分室会議室1

※会場参加とWEB参加併用型(ハイブリッド型)で開催

3 出席者

会場参加

(1) 委員

本木次夫委員、渡邊千代美委員、加瀬武正委員

(2) 事務局

福祉サービス部長、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、地域福祉推進係長、地域福祉推進係員2人

WEB参加

(1) 委員

大野地平委員、府野れい子委員、佐藤博巳委員、平田千重委員、鎌田岳彦委員、
宍戸久子委員、林武仁委員、宮代隆治委員、松崎総一委員、松濤勝則委員、
齋藤直行委員

(3) その他

株式会社名豊

4 欠席者

寺田俊昌委員、小林浩委員、藤野浩子委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集の結果について(公開)
2. 第4次船橋市地域福祉計画最終案(第1章～第7章・資料)について(公開)
3. 第4次船橋市地域福祉計画概要版最終案について(公開)
4. 第4次船橋市地域福祉計画の推進方法について(公開)

5. その他（公開）

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

0人

7 決定事項

- ・議題1について、委員からの意見を踏まえて修正することとした。
- ・議題2、3、4について、承認を得た。
- ・議題5について、令和4年3月30日に市長へ完成報告を行うこととなった。

8 議事

別紙のとおり

9 資料・特記事項

- 1 第8回船橋市地域福祉計画策定委員会次第
- 2 第4次船橋市地域福祉計画（素案）に対する意見募集の結果について
- 3 地域福祉計画修正箇所一覧
- 4 第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）
- 5 第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）
- 6 地域福祉計画の推進方法について
- 7 第4次船橋市地域福祉計画 市長への完成報告について

10 問い合わせ先

福祉サービス部地域福祉課 TEL 047-436-2314

別紙

第8回船橋市地域福祉計画策定委員会 議事録

日時 令和4年2月9日（水）午前10時00分～午前11時30分

場所 市役所本庁舎分室（県合同庁舎）3階 分室会議室1

※会場参加とWEB参加併用型（ハイブリッド型）で開催

<出席者>

会場参加

委員：本木次夫委員、渡邊千代美委員、加瀬武正委員

事務局：福祉サービス部長、地域福祉課長、地域福祉課長補佐、
地域福祉推進係長、地域福祉推進係員2人

WEB参加

委員：大野地平委員、府野れい子委員、佐藤博巳委員、平田千重委員、
鎌田岳彦委員、宍戸久子委員、林武仁委員、宮代隆治委員、
松崎総一委員、松濤勝則委員、齋藤直行委員

その他：株式会社名豊

<欠席者>

寺田俊昌委員、小林浩委員、藤野浩子委員

<次第>

1. 開会

2. 議題

- (1) 第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集の結果について（公開）
- (2) 第4次船橋市地域福祉計画最終案（第1章～第7章・資料）について（公開）
- (3) 第4次船橋市地域福祉計画概要版最終案について（公開）
- (4) 第4次船橋市地域福祉計画の推進方法について（公開）
- (5) その他（公開）

3. 閉会

忍足地域福祉課長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、地域福祉課長の忍足と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染予防のため、前回と同様に WEB 会議システムを利用し、なるべく 1 か所に人が集まらないような形式での開催としておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、寺田委員、小林委員及び藤田委員は所用により、欠席の連絡がありましたことを事務局より報告をいたします。

第 4 次地域福祉計画の策定に向けて、令和元年から皆様にご協力いただいて策定を進めて参りましたが、今回が最後の策定委員会となります。つきましては、岩澤福祉サービス部長よりご挨拶をさせていただきます。

岩澤福祉サービス部長

皆様、おはようございます。福祉サービス部長の岩澤でございます。

本日はまん延防止等重点措置の期間中ではございますけれども、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃より本市の福祉行政に多大なご尽力を賜っておりますことを、改めて深く御礼を申し上げます。

今年に入り新型コロナウイルス感染症が拡大している状態ですので、本日はオンライン会議システムを利用し、会場においても十分に感染予防対策を行った上で、策定委員会を開催させていただきました。

第 4 次地域福祉計画は、令和元年より策定を開始したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により策定を 1 年延期し、書面会議や、オンライン会議での開催など、委員の皆様にはさまざまな形でご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

1 2 月中旬から 1 か月間パブリック・コメントを実施いたしまして、前回の第 3 次計画の意見募集よりもかなり多くの方からご意見をいただいているところでございます。市民の方の地域福祉に関する関心が高まっているという印象を受けました。

本日は、最後の策定委員会となりまして、地域福祉計画の最終確認をしていただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、第4次地域福祉計画で掲げている「地域共生社会」の実現に向けて、今後も皆様と力を合わせて進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えくださいますようお願いいたします。

忍足地域福祉課長

ありがとうございました。それでは、本日の会議におけるお願い事項と、配付資料の確認を担当よりさせていただきます。

事務局

本日は、前回同様 WEB で参加されている委員と、会場で参加されている委員がおられます。

今回、会場でのご参加が、画面右側から本木委員、渡邊委員、加瀬委員となっております、その他の委員は WEB でのご参加となっております。

なお、会場参加の方は、船橋市役所本庁舎分室 分室会議室1からの参加となっております、会場においては窓を開けて換気しております。また、マイクにつきましては、事務局で使用の都度消毒させていただき、係員が回りますのでよろしくお願いいたします。

なお、今回 WEB 会議システムを利用しているため、誰がご発言されているかがわかりやすいよう、ご発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に、資料の確認をいたします。

インデックス1：第8回船橋市地域福祉計画策定委員会次第

インデックス2：第4次船橋市地域福祉計画（素案）に対する意見募集の結果について

インデックス3：地域福祉計画修正箇所一覧

インデックス4：第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）

インデックス5：第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）

インデックス6：地域福祉計画の推進方法について

インデックス7：第4次船橋市地域福祉計画 市長への完成報告について

これらについては郵便でお送りさせていただいた資料になります。

また、インデックス2 7ページ、インデックス3、インデックス4素案の23ページと87ページの合計4枚の差替えを別の郵便にてお送りさせていただきましたが、お手元に届いておりますでしょうか。お手数おかけしますが、差替えをお願いいたします。

さらに、

・第4次船橋市地域福祉計画（素案）の説明動画PRチラシ

こちらを、WEB参加の方へは昨日メールにて、会場参加の方には机の上に置かせていただいております。

皆様お手元にございますでしょうか。確認は以上となります。

忍足地域福祉課長

それでは、船橋市地域福祉計画策定委員会設置要綱の規定により、議事の進行を大野委員長をお願いいたします。

< 1. 開会 >

大野委員長

それでは、ただいまより第8回船橋市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。次第に従って、進行させていただきます。

本日の議事録は、事務局で作成し、委員が交代で議事録署名人を務めるようにしたいと思います。今回の議事録署名人は、本木副委員長にお願いできますでしょうか。

～異議なし～

大野委員長

それでは、本木副委員長をお願いいたします。

続きまして、会議の公開につきましてお伝えいたします。本会議につきましては、

不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了解のほどお願いいたします。

なお、本日は傍聴希望者はおられません。

それでは本日の議題に入ります。本日の議題として、5点ございます。

議題（1）第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集の結果について

議題（2）第4次船橋市地域福祉計画最終案について

議題（3）第4次船橋市地域福祉計画概要版最終案について

議題（4）第4次船橋市地域福祉計画の推進方法について

議題（5）その他

< 2. 議題（1）第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集の結果について >

大野委員長

議題（1）第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議題（1）第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集の結果についてご説明させていただきます。インデックス2の資料「第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集の結果について」をご覧ください。

令和3年12月15日から令和4年1月14日まで意見募集を実施いたしまして、7名の方より意見が提出され、意見の数は24件でございました。前回、第3次船橋市地域福祉計画を策定する際には、1名の方から1件の意見提出があったという結果でございましたので、意見提出者の数も、意見の数も、前回と比較するとかなり多くなったという結果になっております。

意見募集の際には、市のホームページにて第4次地域福祉計画の概要を説明する動画を公開しました。説明動画の冒頭では、大野委員長にご協力いただきまして、地域福祉計画策定委員会での策定過程などを交えたご挨拶をいただき、視聴回数は2月8

日時点で162回でございます。

参考資料として説明動画のPRチラシをお送りしましたが、こちらのチラシを、船橋市自治会連合協議会に依頼をしたうえで、町会・自治会の掲示版に掲示を依頼したほか、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会へ周知いたしました。

それでは、インデックス2の資料の表をご覧ください。いただいたご意見と、ご意見に対する市の考え方を記載しております。今回いただいたご意見としましては、地域共生社会の実現に向けた施策に関する事、包括的相談支援体制に関する事、地区社会福祉協議会の活動に関する事、さらに子ども食堂に関する事まで、幅広くご意見をいただいております。そのうち、計画の文言を修正する方向で市の考え方を記載している箇所についてご説明させていただきます。

まず2ページ⑤をご覧ください。また、併せてインデックス4 第4次船橋市地域福祉計画素案の114ページもご覧いただけますでしょうか。素案114ページ上部の【めざすべき姿】3項目目の文章につきまして、⑤のいただいたご意見のとおり文章を修正することでわかりやすくなるため、「一つ一つの困りごとは、制度の対象にならなくても」と修正いたしました。

次に意見募集結果の⑨をご覧ください。また、併せてインデックス4 第4次船橋市地域福祉計画素案の7ページもご覧いただけますでしょうか。項目名は(2)地域福祉に関する法律等の近年の動向でございます。平成27年の国の動きの部分でございますが、「生活困窮者自立支援法」施行とあり、その説明の文言部分について、「生活困窮者に対し、『生活保護に至らないよう早期に支援を行う』」と記載しておりました。⑨のご意見はこの部分について、生活困窮者自立支援法の目的や生活保護制度の利用の観点から、文言の修正が必要というご意見でございます。

生活困窮者自立支援制度について、国の説明資料では、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」と説明があるのですが、ここでは具体的な事業内容を記載し、「自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等を行う」と修正いたしました。

次にインデックス2 6ページ 下段⑮をご覧ください。また、併せてインデックス4 第4次船橋市地域福祉計画素案の23ページもご覧いただけますでしょうか。⑮のご意見は、地区社会福祉協議会の活動において、地域コーディネーターについて

の用語解説を追加すること及び、素案 23 ページの下から 4 行目の「今後は生活支援コーディネーターを中心に、地域の課題、問題を共有し・・・」の部分に違和感があるというご意見でございます。市としましては、ご意見のとおり、地域コーディネーターの用語解説を追加し、23 ページの下から 4 行目につきましては「今後は地域コーディネーターと生活支援コーディネーターが協力し・・・」と修正いたします。

続きまして、インデックス 2、9 ページ、下段⑱と次ページの㉔をご覧ください。また、併せてインデックス 4、第 4 次船橋市地域福祉計画素案の 122 ページもご覧いただけますでしょうか。⑱と㉔は、同じ方からのご意見であり、近年増加している子ども食堂の活動について、地域福祉計画に位置付けることや、122 ページの【具体的な事業例】53「フードバンク・子ども食堂への支援」の内容について、活動全体ではなく、情報発信による限定的な支援に捉えられるので修正していただきたいというご意見でございます。市の考え方としましては、情報発信等の限定的な支援ではないことから、いただいたご意見のとおり修正をいたしました。

続きまして、インデックス 2、12 ページ 中段㉔をご覧ください。計画の中で「関係機関が協働し」という表現が 68 ページ、119 ページ、120 ページに記載があるのですが、市が関わらないとも受け取れるため、表現を修正した方がよいというご意見でございます。誤解のないような表現とするため、「関係機関と連携し」と表現を修正いたしました。

次に、インデックス 2、13 ページ、下段㉔をご覧ください。また、あわせてインデックス 4、第 4 次船橋市地域福祉計画素案の 113 ページもご覧いただけますでしょうか。ヤングケアラーのような、自分の状況を自分から発信できない方々を、見つけて声がけすることも盛り込んでいただきたいというご意見です。こちらのご意見につきましては、第 6 章 113 ページの包括的な相談支援体制の充実【現状と課題】に加筆をすることとし、具体的には下から 3 行目の部分にありますように、「ヤングケアラーのように、家庭内に潜在化していて、支援の必要があっても相談機関につながりにくい人への支援方法としてアウトリーチ機能を強化する」と記載を修正いたしました。

議題 1 についての説明は、以上です。

大野委員長

ありがとうございました。議題（１）について何かご質問がある方がおられましたら、お名前を述べられてから、ご発言をお願いいたします。

本木副委員長

市民の意見がたくさん寄せられました。それに対して、市の考え方を丁寧に回答されていたことはとてもよかったですと思います。

それから感じたこと３点を申し上げます。この地域福祉計画をベースにして具体的に地域の中でどうするのかというご意見もありましたが、本来ならばその中で地域福祉活動計画において、地域の実情を加味しながら具体的な地域福祉活動計画を立てることになるということ、どこかで説明しておけばよかったかと思いました。

そして、地域福祉活動計画を作成していくのは、非常に大変だと感じています。フードバンクやヤングケアラーの話がありましたけれど、これも地域によっていろいろな実情があると思います。このような部分を活動計画の中で「私たちの地域では具体的にこのような取組みを目指したい」というようなことを入れていくことになると思います。地域福祉計画の中に何でも全てを盛り込むことはできないと思いますので、基本的にはよくできていると感じました。

もう一点は、１２ページの２０番３行目のところですが、「今回計画は、県計画で示されている活動全体に対しての支援ではなく、情報発信による限定的な支援に捉えられてしまうと危惧します。」という文書と、その下の「つきましては活動全体ではなく、情報発信による限定的な支援に捉えられてしまうと危惧するので、」という文章は同じことを言っているの、原文にそのように書いてあったとしても、修正した方がよいのではないのでしょうか。

事務局

原文に忠実に載せていましたが、「つきまして～」以降を削除させていただきます。

大野委員長

ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。

加瀬委員

今回のパブリック・コメントにご意見を寄せられた方は、非常に勉強をされていて濃い内容であると感じました。特に地区社協のことについて、地区社協の活動をよくご存知の方ではないかと思いました。

7名の方がご意見を寄せてくださったということですが、この計画に対して皆さまの思いが感じられたパブリック・コメントだと感じました。

大野委員長

ありがとうございました。他によろしいですか。それでは議題（２）に移ります。

< 3. 議題（２）第４次船橋市地域福祉計画最終案について >

大野委員長

議題（２）第４次船橋市地域福祉計画最終案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

続きまして議題（２）第４次船橋市地域福祉計画最終案についてご説明させていただきます。インデックス３の資料、「地域福祉計画修正箇所一覧」をご覧ください。一覧に記載している１５個の項目が、パブリック・コメント以後に修正を加えた点でございます。表の左にある通し番号の順にご説明いたします。

まず、１と２でございますが、こちらは先程、意見募集の結果の際にご説明した箇所でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、３から５になりますが、あわせてインデックス４の地域福祉計画素案の２７ページ、２８ページをご覧ください。船橋市の現状の②総世帯数の推移、高齢者の状況、次に２８ページの（３）ひとり親家庭の状況のそれぞれにつきまして、令和２年国勢調査人口等基本集計結果が公表されたため、令和２年分を追記いたしました。

続きまして、６と１０と１１でございますが、こちらも意見募集の結果の際にご説明した箇所でございますので、省略をさせていただきます。

次に7でございます。インデックス4の地域福祉計画素案102ページをご覧ください。主な取り組み②「社会参加の機会の創出・就労の支援」の具体的な事業例、「生きがい福祉事業団支援事業」でございます。内容の1行目、「船橋市に居住する高齢者等に働く機会を提供することにより」の部分ですが、修正前は「船橋市に居住する高齢者、障害のある人及び母子家庭の母、寡婦に働く機会を提供することにより」としておりましたが、現在はほとんど高齢者が対象であること、また、母子家庭に限定する理由もないことから表現を修正いたしました。

次にインデックス3修正一覧の8と9と12でございますが、こちらも意見募集の結果の際にご説明した箇所でございますので、省略いたします。

次に13でございます。インデックス4の地域福祉計画素案125ページをご覧ください。基本施策(3)防災・防犯対策の充実の【現状と課題】のページです。4段落目の部分の下から3行目に船橋市総合計画との整合性を図るため、「今後は、避難行動要支援者の避難支援等をより実効性のあるものとするため、個別避難計画の策定に努める必要があります。」と追記いたしました。

次に14でございますが、インデックス4の地域福祉計画素案143ページから147ページをご覧ください。5つの行政ブロック毎の地域資源等の一覧のページでございます。②地区内の主な資源の放課後ルームの数につきまして、所管課より修正がありましたので、修正させていただいております。

続きまして、15でございます。インデックス4の地域福祉計画素案158ページをご覧ください。船橋市地域福祉計画策定委員会での策定の経緯でございますが、表の一番下に本日の会議の内容を記載しております。

議題2については、以上でございます。

大野委員長

ありがとうございました。ご質問ある方いらっしゃいますか。

宮代委員

宮代でございます。私は県の「中核地域生活支援センター」の発足当初より関わっており、センターでは年に1回評価委員会を開催しています。「中核地域生活支援セ

ンター」が県の目的通りの業務を行っているのかということを確認しながら1年間の報告をしていただいています。13圏域全部ヒアリングを行い、今年はこのようなオンラインで行いました。

そこで昔と違ってきていることは、この地域福祉計画では122ページにあります。子供の困りごとや相談事業へ対応するため、いろいろな施策が必要になってきているということです。子ども食堂もそうですが、今、一番薄いのは16、17、18歳のいわゆる高校生世代ですね。この子供達の居場所について、例えば、退学率が相対的に高くなっていることやヤングケアラーや貧困といった問題について、気軽に相談できる、SOSを出す場所が見いだせないということです。現在、県下で行われているのが、彼らの居場所づくりです。子ども食堂が居場所になり得ることもあります。学校の中に居場所カフェを作る取り組みもあります。例えば船橋高校で、定時制の方を対象に定期的にカフェを開いており、そこはフードバンクも兼ね備えています。市川市でも同様の取り組みが行われています。県下のあちこちで居場所づくりが始まっています。それを「中核地域生活支援センター」が主体となって、地元の自治会、教育委員会、学校とタイアップしながら行っています。

今後この地域福祉計画において虐待の問題も含めて子供の問題がかなり大きなウエイトを占める状況にあるのではないかと最近つくづく感じています。「中核地域生活支援センター」が始まった頃は、このような子供の問題の捉え方はあまりなかったのですが、最近増えてきており、それに対する取り組みが各圏域に求められているということは紛れもない事実になってきています。おそらく船橋市においても、そのようなことが大きくクローズアップされてくるのではないかと感じています。

大野委員長

ありがとうございました。ほかに、ご意見いかがでしょうか。

本木副委員長

先程、感想が3つありますと申し上げて、これは3つ目になりますが、この4次計画が3次計画までと比較して良くなったことは、分かりやすく優しくなったということです。例えば第3次計画では第1章に「地域福祉計画について」という表現ですが、

第4次計画では「計画の策定にあたって」となっていますし、同じように第3次計画では「この計画の主旨」となっていたものが、第4次計画では「この計画で目指すこと」になっていて、タイトルも優しい表現になっていて、「読んでみよう」という気持ちになると思います。

また用語解説が見やすくなったと感じました。3次計画では本文の文書の中に、注書きの数字が書かれていますが、わかりやすいように思いますが、読んでいくと非常に数字が気になりましたので、それがなくなり、全体として読みやすくなったと感じました。

この地域福祉計画に沿った取り組みを、一市民として、地域として、地区社会福祉協議会として、あるいは町会・自治会として実行していくことは非常に難しいと感じています。例えば「ボランティアの充実」というテーマが挙げられていますが、現状は考え方の多様化ということもありますし、市民意識の変化ということもあるので、これまで町会・自治会活動を行う中で、地域福祉計画の推進にあたって悩んでいましたが、第4次計画の中でも悩むように思います。

更に地域包括ケアシステムは、新しい制度や生活困窮者自立支援法の改正がありました。それを地域活動の中で活かしていくにはどうすればよいのかと悩んでいます。

大野委員長

ありがとうございました。ほか、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

< 4. 議題（3）第4次船橋市地域福祉計画概要版最終案について >

大野委員長

では、議題（3）第4次船橋市地域福祉計画概要版最終案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

第4次船橋市地域福祉計画概要版最終案についてご説明させていただきます。インデックス5の資料、「第4次船橋市地域福祉計画概要版案」をご覧ください。

前回の策定委員会にてご意見をいただいた部分について修正し、また、3枚目の裏

面、施策の展開に自助・共助互助・公助のイラストを追加いたしました。

具体的な修正部分につきまして、まず、表紙の裏面、「地域福祉ってどんな計画？」の6行目の部分でございますが、国の「地域共生社会」の説明を引用していたのですが、「資源」や「丸ごと」という部分がわかりづらかったため、6行目の後半部分を「また、人と地域団体、行政などが世代や分野を超えて一緒に考えていくことが必要です。」と修正いたしました。

続きまして、2枚目の2つ目、「地域福祉の役割分担」の部分でございます。自助、共助互助、公助の説明をしておりますが、共助互助のうち、「互助」の説明について、「個人でボランティアを行う」を削除し、「隣近所で助け合うなどの相互扶助のことを「互助」といいます。」と修正いたしました。

議題3については、以上でございます。

大野委員長

ありがとうございました。概要版最終案について、ご意見ある方はお願いいたします。

本木副委員長

概要版の「柱2 楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～」の文中の「共助互助」に「地域の助け合いによる移動の仕組みを構築します。」と書かれていますが、「移動の仕組み」というのは地域では古くからのテーマであり、行政も含めていろいろ検討されてきましたが、解決が難しい問題です。「地域の助け合いによる移動の仕組み」ということは、どのような仕組みを想定されているのでしょうか。

大野委員長

事務局から想定しているものがあれば、説明をお願いいたします。

事務局

移動支援は「公助」の部分が大きくなりますが、素案108ページに「民間業者、NPO・ボランティア団体・福祉事業者等による移送サービス事業や居住サービス事

業の立ち上げを図ります。」と示しておりますので、「共助互助」では買い物などに不便がある方に、ボランティア団体などを活用した移動支援などを想定しています。

大野委員長

そうすると、「ボランティア団体により」と一言追加した方がわかりやすいかもしれないですね。

本木副委員長

移動の仕組みを検討することは、「共助互助」だけではありません。「公助」の取り組みで、地域公共交通活性化協議会というものがあります。「公助」の不便地域にどのような取り組みをしたらよいのかということもありますし、買い物などの移動の視点からすると、移動販売をイオンなどと提携して行っていますので、移動の仕組みを構築するということは「公助」の中でもいろいろな視点が出てくると思います。ですので「共助互助」の中の一項目として考える問題ではないと思いました。中身が説明できればよいと思います。

大野委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

「ボランティアによる」という文言を追加した方が、具体的でイメージしやすいと感じましたので、追記を検討いたします。それから、本木委員のご意見の地域公共交通活性化協議会の関係につきましては、同じく素案108ページの「公助」の欄に記載させていただいており、移動支援においては「公助」の部分が重要であると市としても考えておりますが、加えて地域の方のご協力をいただきながら何か出来たらということで盛り込んでおります。

大野委員長

ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

本木副委員長

移動の仕組みについて、ボランティアで結構ですけれども、事故が起きた時に誰の責任なのかということが非常に難儀です。私たちもミニデイサービスを公民館で行うときに、移動サービスを行いました。この時の事故が起きた時は誰が責任をもつのか、連れてきた車の保険で対応するのかという議論があり止めました。これは活動計画で議論しないといけないことかもしれませんが、ボランティアによる移動の仕組みの必要性はわかりますが、これを具体的に検討する場合は、非常に難しい部分があるということだけ提起しておきたいと思います。

大野委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしければ次に参りたいと思います。

< 5. 議題（４）第４次船橋市地域福祉計画の推進方法について >

大野委員長

議題（４）第４次船橋市地域福祉計画の推進方法について事務局より説明をお願いします。

事務局

議題（４）第４次船橋市地域福祉計画の推進方法について説明させていただきます。インデックス６の資料、「地域福祉計画推進方法について」をご覧ください。第４次地域福祉計画が４月より実施となりますので、推進方法についてご説明いたします。

まず、市が実施する公助事業につきましては、事業を実施した担当課において「地域福祉の推進にどれだけ役立ったか」という視点で地域住民の参加などのプロセスや事業実績等を自己評価していただきます。各課で自己評価を行った全事業のうち、第４次地域福祉計画の第４章～第６章に【具体的な事業例】として掲載した事業を、地域福祉計画推進事業要覧の概要版としてとりまとめます。この地域福祉計画推進事業要覧の概要版を、外部委員で構成される「地域福祉計画推進委員会」にご報告し、委員から各事業へのご意見やご質問をいただきます。市は、各委員からのご意見やご質

問への回答案を作成し、推進委員会へフィードバックいたします。

一方、地域が行う共助項目の評価は、船橋市社会福祉協議会が各事業の評価等の報告を推進委員会におこなっていただきます。

インデックス6の資料の下部に、一年間の流れを表としておりますので、ご覧いただけますでしょうか。公助事業の進捗報告については、8月～9月に予定している推進委員会にて、共助事業の進捗報告については、11月～12月に予定している推進委員会にて実施する予定でございます。そして、令和5年1月～2月に予定している推進委員会において、提言のとりまとめをおこないたいと考えております。

議題4については、以上でございます。

大野委員長

ありがとうございました。コロナの影響で「この一年間の流れはこれで大丈夫か」という思いは、皆さんあると思いますが、委員の皆さまのご意見を頂戴したいと思います。

私から説明すると、令和4年4月以降、計画を推進していくにあたり、推進委員会を組織するという事で、推進委員会は7名になるということでした。ご意見お願いいたします。「コロナが収まらないので何もできなかった」という項目が出てくる懸念はありますが、皆さまいかがでしょうか。この点についてはよろしいでしょうか。

では、議題5について事務局お願いします。

<議題6.(5) その他>

大野委員長

議題(5) その他について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議題(5) その他として市長への完成報告について説明させていただきます。インデックス7「第4次船橋市地域福祉計画 市長への報告について」をご覧ください。

第4次船橋市地域福祉計画の完成を市長に報告するため、3月30日 水曜日 午後1時30分より報告会をおこないます。2月中旬頃に事務局より、各委員の皆さま

へ通知をお送りいたしますので、出欠についてご回答をお願いいたします。議題5については、以上でございます。

大野委員長

ありがとうございます。3月30日、午後1時30分から市長への報告をする予定になっています。多くの皆さまにご参加いただきたいと思いますので、奮ってのご参加、よろしくお願いしたいと思います。この件について何かご意見ございますか。よろしいですか。

では、議事等については終わりました。1年延期となり、長きに亘ってご協力いただきありがとうございました。また、つたない進行でご迷惑をおかけしたことと思います。

地域は人が変えるものだと思っていたら、コロナがこんなにも地域を変えてしまうものだと、地域どころか人々の生活をも変えてしまうということを実感したところです。そういったことも含めまして、これからも地域福祉とはどうあるべきかというところを、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

事務局

皆さまお忙しい中、本日はお時間いただき、ありがとうございました。

以上で第8回策定委員会の議事は全て修了いたしましたので、閉会いたします。

ありがとうございました。